

第9回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年10月30日（火） 午後6時30分～8時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員，鈴木佳子委員，青山行彦委員，北野佳世子委員

欠席者：佐藤邦子委員，中野勘次郎委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
(1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
・骨子案における個別運用内容について
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

浜松市市民協働推進条例骨子案における個別運用内容（市民等の市政への参画機会の充実について）の事務局案について検討した。

配布資料

- 資料1 第9回浜松市市民協働推進条例検討会議用レジメ（市民等の市政への参画機会について）
- 資料2 浜松まちづくりセンターについて
- 資料3 市民の声取扱いイメージ図
- 資料4 静岡県NPOアイデア活用協働推進事業パンフレット
- 資料5 浜松市の市民協働の推進に関する条例について
- 資料6 市民協働推進条例骨子案（8月に公開した案）に対する市民意見

資料7 附属機関等の設置及び運営の改善についての基本方針について

資料8 市民協働推進条例策定スケジュール

1 開会

鈴木企画部次長兼行政経営課長

ただ今から、第9回浜松市市民協働推進条例検討会議を始めさせていただきます。本日は、佐藤委員と中野委員が所用のため欠席です。青山委員は少し遅れるとの連絡をいただいております。それでは最初に、私の方からご報告を少しさせていただきたいと思いますが、過日10月24日に、正・副委員長さんで市長に条例骨子案の提言をいただきました。それにつきまして、今日お分けした会議資料で、市長に提言をした内容の条例の骨子案、前書き、それから市民意見に対する検討会議としての意見、というようなかたちになっております。それにつきましては今日から、市のホームページでアップをしております。その他に各公民館、まちづくりセンター、それから情報プラザ、といった所に紙ベースですが、配布をしております。それともう1点、議会への上程ですが、条例の実際の運用面の検討ということも今後ございます。そういったことで、スケジュールを睨んで2月議会への上程を考えております。それを踏まえた中でのご検討ということになるかと思っております。それでは、これからの議事進行は委員長さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

伊藤委員長

第9回の浜松市市民協働推進条例検討会議を始めさせていただきたいと思っております。先日、条例骨子案をおさめたばかりで、またすぐに検討会議が始まるということになりますが、しかし、この間確認しましたように、条例案というものは1つの骨子であり、大枠でありまして、条例を具体的なかたちで生かしていくのは、それを運用していくための規則や、要綱であったりします。その部分を全て行政に任せておくというのは、やはり検討会議としては無責任ではないかということで、一応、実際の運用に関してまで検討していくということで、市長にもそのような意見を付けて提案させていただきました。あと何回か、大変だと思っておりますけれどもよろしくお願いしたいと思っております。議事に入る前に、今後大体どのようなスケジュールで進めていくかとい

うことについて、まず確認をしていただきたいと思います。現在、骨子案の提出を受けまして、市では実際の条例骨子案の作成に取り掛かるとともに、運用の内容についての検討に入っております。そしてこの際においても、市民意見を取り入れる手段として、検討会議からの意見をもらうというかたちで進んでいます。その他にも12月頃に何らかのかたちで市民との意見交換会を行うということも計画しています。この辺については当初、条例ができてからは、市の方で進めていくというかたちだったのですが、他の検討会議等でも、もう少しきちんと市民とのコミュニケーションをとることがありましたので、そのような方向になってきています。今、次長の方からありましたように、条例の上程は2月というかたちで、現在進んでおります。そういうことで、運用の内容に関しまして、市で考えているものを示してもらいまして、これに対して意見をいただく方法を取っていきたいと思います。従いまして、今までの骨子案のように、委員の方で案までつくっていくというかたちは、今回は取らずに、一応規則、要綱ということで、事務局サイドの方から案を出してもらい、それに対して意見を述べていくというかたちで進めていきたいと思います。

運用面につきましては大きく3つのポイントがあります。第1が市政への参画機会というかたちで、骨子では9で述べている内容です。それから次に10で述べています、市が行う業務への参入機会です。それから11で述べています基金及び12で述べています審査機関としての委員会です。この辺について詰めていくということが必要になってくるわけです。従って、これらの3点について、この検討会議で皆さんからの意見をいただき、市がつくっている案に修正意見を加えていくというかたちで作業をしていきたいと思います。今後のスケジュールですが、お手元の資料に6回にわたる会議の予定表が入っております。今日10月30日が第9回ですが、11月以降は仮の日程が入っています。必ずしもこの日程ではなくて、最後にもう1度調整したいと思います。

今日は市政への参画機会に関して議論をしております。それから11月の2回が、基金について検討したいと思います。それから12月に参入機会についての具体的な検討をして、一応年内に大きく運用の内容について検討をしたいと思います。そして1、2月については、やはりこの委員会で運用だけではなくて、逐条解釈と言いますか、市民に分かりやすく解説をしていくようなものをつくっていきたい、それが同時に報告書というかたちになると思います。市の方としまして

は、11月半ばぐらいから、市民協働推進庁内連絡会の第5回目が開かれまして、市長サイドでつくっています条例案についての検討が行われます。そして12月に条例案の市民意見交換会といったようなものが行われ、そして条例案が最終的に12月末に法務グループに回って、年が明けて委員会を通して2月の議会に上程される、というようなスケジュールになっているわけです。ここの部分についてご意見、ご確認がもしありましたら先にお願ひしたいと思います。若干大変だと思いますが、5月から9月までに8回あったペースに比べれば多少緩やかかなという感じはします。それではスケジュールは一応こういったかたちで、細かい日程については最後にもう1回確認させていただくかたちにいたします。

早速本題の方に入っていきたいと思いますが、今日は運用面に関しての3つのうち、まず市政への参画機会というところに焦点を置きまして、検討に入りたいと思います。まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

まず、資料といたしまして、資料1、資料2、それから市民の声のイメージ図と、県のNPOアイデア活用協働推進事業のパンフレットのコピーになっております。まず資料1ですが、会議用のレジメというかたちで今回の骨子案の中から抜粋しました、9の、市民等の市政への参画機会について挙げてあります。この中におきまして、この部分、市民参加手続きの実施による行政活動への市民参加の促進、に該当するものが1。「市民参加手続き」についてということです。市民等からの提案を活かした協働推進のための窓口機能の整備、が2。「協働推進のための窓口機能の整備」についてになります。2につきましては、次の資料に移っていくかたちになります。

まず1番目の市民参加手続きについてですが、パブリックコメント制度の整備は現在、広聴広報課の方で要綱として検討しております。それから審議会のあり方についても以前少し検討会議でお示しいたしましたが、行政経営課の方で「附属機関等の設置及び運用の改善についての基本方針」というかたちで14年度から動いております。それから広聴制度といたしましては、「市長と話そう」「市長へのご意見箱」「市民の声」などがございます。「市民の声」につきましては、後ろの方に資料を付けさせていただきましたが、基本的に今現在のシステムで、例えば意見、提言、要望といったものがどういう道筋で流れていくかということですが、例えば広聴広報課に寄せられた意見が、

イメージ図を見ていただきますと、広聴取扱主管者、これは各部の筆頭補佐になりますが、に回って、そこから各部から各課に振り分けられて回答をつくっていくというようなケースや、広聴広報課からいきなり各課に行くというケースもございます。それから「市民の声」とは別にはなるのですが、「市長へのご意見箱」というものも、基本的には市長の目には通りますが、その後の扱いというものは、基本的にはこの流れと同じようなかたちになります。ただ、基本的に「市長へのご意見箱」は、返事は出しませんがという前置きにはなっているということですが、現状としてはほぼ、それぞれに回答を出しているという状況だということを広聴広報課に確認しております。市民参加手続きにつきましては、こういった関係が現在該当するということで認識していきたいと考えております。

それから2番の、「協働推進のための窓口機能の整備」でございますが、これが具体的に資料2の方に挙げておりますが、1番に、浜松まちづくりセンターの機能についてということで、現状の事業内容を挙げております。これはパンフレットの中の から のそれぞれの事業です。なお、このまちづくりセンターについての設置条例ですが、条例に規定しております事業が、四角く囲みましたところに挙げております。ですからこれに該当するものをパンフレットの方に挙げております。なお、まちづくりセンターの管理運営というものは、都市計画課からまちづくり公社というところに委託をしているわけですが、委託の契約上では、市民参加のまちづくりを推進する拠点としての機能というかたちで表されているものですから、基本的な部分で、今回の協働推進のための拠点施設という位置付けをやはり担っていくには相応しい施設になるかと思えます。下の方に、市民活動（NPO）の拠点施設として一般的に考えられる機能といたしまして、目的とその主な機能というかたちでまとめさせていただいております。目的のア、イ、ウに該当するものについては、ほぼ現在のセンターの、それぞれの事業内容にある程度合致してくるのではないかと考えまして、エの部分で行政との「協働」を促進するというところで、これが今回の窓口機能について条例に求めているところではないかというように考えております。次の頁に移っていただきまして、こういう機能についてどのようなかたちで今後、まちづくりセンターを中心に拠点化していったら良いかということで、センターに対する追加委託という考え方をまとめております。（1）の上の部分で、この協働を推進していくための機能について追加委託を考えていくわけですが、行政経営課

の方で市民活動団体名簿を昨年つくりました。その情報をインターネットにおいて発信していくというシステムを今年度委託で出しまして、現在開発中になります。こういったものを付加して、センターの方に委託していくというかたちでどうかと考えておりました、ここでの(1)(2)の業務を付け足すことによって展開していくということを考えております。

それから今回核になります(2)の部分で、協働事業提案についての相談受付業務ということですが、全ての小さな提案からの窓口となった場合に、苦情、要望等も含めてかなり挙がってくるケースが考えられるということから、今回は第1ステップといたしまして、市民活動団体等からの協働事業等についての企画・提案相談及び受付業務という、1つの事業を考えました。実はこれは、県の方で既に進めておりますアイデア活用協働推進事業というものがございまして、こういうものを想定して、その事業の受け付け窓口というかたちで進めていく方法を1つ考えました。県の方のパンフレットを見ていただきますと、既に十分ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、県ではNPO法人や、NPO法人にある程度ならった10人以上の任意団体が対象ということですが、そういったところから、例えば14年度でしたら年度中にいろいろな提案を出していただき、それを一般県民の方に公開しまして、それに付帯意見をいただいて、その後、県の中の組織で協議いたしまして、それぞれの担当課に振り分けをします。そして今度はその担当課と、提案した例えばNPOとが一緒になって計画をして、予算化できるものがあれば次の年に予算化をしていくといったような流れになっております。こういった事業ですが、今年が40本ほどと県の方から伺っています。こういうものを1つ題材にしまして、浜松市版の協働事業というものを考えて、その受付窓口としてまちづくりセンターを掲げていくというかたちで、まず第一歩としてスタートしていくのはどうかというのが今回の趣旨でございます。

伊藤委員長

どうもありがとうございました。この資料1,2にある事務局案をベースに議論を進めていきたいと思いますが、大きくまず前半の方の情報開示と言いますか、あるいは市民が参加していくための手続きに関する問題、この問題ともう1つは協働の窓口という言葉は今使っていますが、実際に市民からの提案というものを生かしていくための仕組みづくり、この辺を具体的に検討していきたいと思うわけですが、まず前半の方に関しましては、一応今までの議論の中では市の方で既

に基本指針，あるいはガイドライン的なものはつくられてきているという話があります。しかし，これについても2番の問題と非常に関連が深いと思いますので，この辺を中心にご意見，あるいはもう少し例えばこういったかたちの仕組みをはっきりさせた方が良いのではないかといった提案がありましたら是非お願いしたいと思います。どうでしょうか。例えば今回，この条例骨子案に関しまして，一種のパブリックコメントを求め，締め切り直前になってたくさん来たわけですが，最初は全然なかったというようなこともありました。こういったことなども踏まえて，例えばパブリックコメント等のあり方について，このような仕組みを取ってみたら良いのではないかといったようなご意見があれば，お願いいたします。それではこの話はまた2番目の問題の議論の中で，振り返って述べていくことにしまして，2の方の協働の推進のための窓口，あるいは仕組みということになっていきますが，この問題に入る前に，以前青山委員の方から条例骨子案の検討の段階で，3つの役割のようなものを挙げて，窓口機能についてのご提案があったと思いますが，少しそれを思い出すためにも，今日用意されてきているかどうか分かりませんが，青山委員の方から一言，例えばこういうところは大事ではないかということがありましたらご指摘願いたいと思います。

青山委員

6月18日に，窓口機能に関して3つぐらいにまとめてご提出した資料を基に，もう1度説明します。窓口機能の1番として，その独自性や独立性を確保して，各セクションとの情報を共有化して，円滑な市民協働を推進できるようにするような機能，これをファシリテート機能と書きました。2番目としては，市民からの政策提案については，それを実際の行政に反映できるレベルまで話し合いを持ったり，政策提言レベルに高めるようなアドボケート機能，つまり政策提言機能や代弁機能を持たせたいということです。3つ目といたしましては，スタートした市民協働に対して，その中間のプロセスをモニター（管理）したり，円滑な運営ができるように機能させるというモニター機能と書きましたが，3番目はどちらかと言うと協働推進委員会の機能になってくるかもしれないので，狭い協議の意味での窓口機能としましては，ファシリテート機能とアドボケート機能のようなものを有するような窓口というものをイメージしました。

6月の時点でイメージした構造としては，市民協働を理解できている職員を配置していただきたいということと，今回市民協働を推進す

るにあたって、特に関連が深い各部署から人員を配置してもらったりすることによって、市民協働事業を実際に一緒に運営して、成功体験もしくは不成功体験でも良いと思うのですが、何でも良かったねというかたちではなくて、これは良くなかったから来年度はこういった教訓にしましょうといったことなどを一緒に体験してもらおう。更に可能でしたら市民からその職員を公募したり、また市の職員の中から公募したりするというスタイルも良いのかなということを6月の時点でお出ししてみました。多少日が経っていますので、今の時点と少し温度差があるかもしれませんが、以前お出した内容は以上です。

伊藤委員長

ありがとうございます。この辺も1つのたたき台として少し自由に議論をして、その上で今事務局の方で考えている案について具体的な肉付けの提案にもっていきたいと思います。長澤委員、いかがでしょうか。

長澤委員

1番のところで、委員長が「どうですか」とおっしゃった時に何も言えませんでした。これを読んだ時に、今十分にできているということなのだろうか、まず思いました。これで良いと思っているのであれば、随分考えていることが違うのだなと思いました。私たちが忘れていたこともあったので、今青山委員のお話を聞いて徐々に思い出しつつあるのですが、参加手続きがなぜ大事かというのは、協働をする大前提としてまず参加が保障されていること、そのために参加手続き、窓口というものを整備しなければいけないというお話だったと思います。それを踏まえて考えると、この1番はないのではないかと思います。やはり新たにもう一度きちんと、参加というものがどういうものなのかを一緒になって考えないといけないのかなと今思っております。

伊藤委員長

もう少し具体的に、長澤さんとしてはこうあるのではないかということも挙げていただいた方が、建設的な話になるのではないかと思います。

鈴木委員

今の長澤さんのご意見で、やはり市民参加というのは簡単に言いますが、どうしても、どういうふうにしてそれを保障するかとなると大変奥が

深いと言いますか、問題がいっぱいあると思います。現に我々がこうして集まっているのも、1つの市民参加ということには一応なるわけですが、果たしてこういう特別な、ある一部の人間が集まって参加して、これを市民参加と言って良いのかどうかということがあります。公募委員も含めてこういう会議を持っているわけですが、保障ということになりますと、もっと一般市民という立場で公募できるようなかたちで、例えば少し無謀な言い方かもしれませんが、現在、各市民活動団体を代表してこの会の委員に任命されていらっしゃる方もいらっしゃるわけですが、例えばその方々も市民であるということには違いないと思うのです。ですから行政側で、どうしてもこの団体から来ていただきたいというような根拠がない限り、やはり市民活動団体も自発的に公募し、委員として参加するようなスタイルの方がより窓口が広がるのではないかと思います。行政に頼まれたから引き受けられる方も多分いらっしゃるのではないかと思います。やはり、是非、我々もそういうところに参加してみたいと思っている市民活動団体も恐らくあると思うのです。ですから市民活動団体、NPOを含めてそういう団体の代表も、公募にしたらどうかなと考えております。やはり参加の保障というものがきちんとされていないと、とてもこの手続きが難しいと言いますか、一体どのようにして市民は参加したら良いのかなというのが、どうしても見えてこないと思います。今申し上げたような、例えばそういうスタイルなども一つの一般市民の窓口を広げるということになるのではないかと考えます。

伊藤委員長

今、鈴木委員の方から具体的に、公募というものの枠をもっと広げていく、あるいは団体代表等に関しましても、予め選定するのではなくて、公募を軸に考えていくべきではないかというご意見が出ています。他にどうでしょうか。今、この審議会のあり方によると公募は3分の1でしたか、4分の1でしたか。公募については、一般市民の委員はできるだけ公募にするように努めるというかたちになっていて、一般市民以外の各機関の代表というのは公募ではないというふうになるわけですね。公募ということに関しては大阪の方の、例えば箕面や、豊中など、その辺のところでも10年ほど前から議論されて、いろいろ試みられたようですが、だいたいどこも3分の1から2分の1の間ぐらいのところを1つの目安にしています。あまり公募が増えてくると、特定の団体が非常にたくさん応募してくるという問題が起こり、それを今度は選考する立場の方に基準がなく、結局同じ団体だからといっ

で断るということもできなくなってしまうという問題もあつたりしまして、基本的には過半数を超えない範囲で公募をしていくというのが比較的多いようですが、ただ一般市民というようなかたちだけに限定して良いのかどうかということについては、もう少し議論の余地もあるのかなという気はします。

鈴木委員

私が申しあげましたのは、一つの団体から何人もということではなくて、団体としての公募は、前段階としてそういうスタイルがあるのではないかなということです。ですから一つの団体からたくさん応募してくるというようなことは、避けるような方法もあるのではないかと思います。どういう基準で行政が選考をなさっているかというのは、やはりこれも透明性が必要になってきます。私は現在漠然とそのようなイメージを持っているということです。

伊藤委員長

この辺についてどうですか。

北野委員

やはり公募というものも、多分同じ傾向になるというか、当然応募するには意欲があるわけですから、そういう方たちが集まるわけです。一般的というか普通の団体をやっている方は、かなりあると思うのですが、忙しいのでなかなか意見も出せないグループがかなり多いと思うのです。ですから、その辺も考えて、全部公募ではない方が良いと思います。活動している人はこういうものに行きたいと思っても、やはり時間的なことがあり、なかなか参加できない人もいますので、そういう人たちをいかに、こういったところに上げてくるかということも課題かなと思います。手続きにしても、あまり面倒な手続きを取らないと参加できないというようにすると、少し難しいのかなとも思いました。

伊藤委員長

今配られています、附属機関についての基本方針をもう少し参考にしながら見ていきたいと思えます。大きな原則として、ここにも出ていますが、まず審議会、検討委員会及び懇話会が多すぎるという批判が結構多いのです。一方で、役所、あるいは議会だけに任せていたら、市民の声が本当に反映されていくのかという問題もありまして、必要だという部分と、そういうものがいっぱいあり形骸化していて、だい

たい同じ人が幾つも委員をやっているというような問題もありますので、そういった意味では根本的な見直しが必要だということがあります。多分このガイドラインもそういう考え方を基につくられているのではないかと思います。特に委員の選考の問題に関しては、もう少し、明確にしていった方が良いのではないかと思います。その他にも多分、長澤さんが出している問題の中には、この委員会だけではなくて、例えばパブリックコメントも含めて参加のパターンというものは非常に多様で、委員会やパブリックコメントは、そのごく一部に過ぎず、他にももっとあるのではないかとのご意見ではないかと思います。フリーにももう少し議論を続けたいと思いますが、どうでしょうか。

鈴木委員

もう1つ、パブリックコメントに関連する問題ですが、この条例の骨子案の中に、施策の形成や政策の実施における市民参加の機会の充実に向けてということですが、この辺になってきますと、かなり具体的にかたちが見えた段階での参加ということになると思います。情報公開という観点からいって、もう少し目に見えない段階からの参加もできるようなかたち、これは情報公開というかたちになると思いますが、それに対しても何らかの関わりが持てる要素を、このパブリックコメントで入れられないかなというようなことを考えています。

伊藤委員長

2と非常に関連しているのではないかと思いますので、この辺はあまり区別せずに議論していきたいと思います。

長澤委員

鈴木さんのご意見を聞いて、私もそうだと思うのですが、要するに、市民が参加をしようと思うか思わないかという前の段階において、もう少し情報を提供したり、説明をしたり、まずそこがなければ参加まではいかないと思います。やはり結果に対する説明責任だけではなくて、理解をしてもらうための説明というものも、もう少し充実して行っていないといけないと思います。例としてパブリックコメントの求め方などもそうですよね。ただ「ご意見ください」というだけでは意見は来ません。やはり、いくら意見を欲しいと皆さん思っていられちゃったとしても、受け取る方の側で、こんな意見を出されても困るのではないのというようになってしまいがちですよね。市民参加は時

間もお金も掛かると言われてしまうかもしれませんが、本当の意味で市民参加をするのであれば、情報をしっかり提供し、説明をするということ、もう少し時間を掛けて行った方が良いのではないかと思います。

伊藤委員長

多分、青山委員が出されたファシリテート機能というのが、そこに一番大きく掛かってくるのではないかと思うのですが、情報公開をしていく時に、単に情報をばんと出されても、量が多ければ今度は市民が面食らうだけであって、何とも言いようがないということが結構起こってきます。実際にパブリックコメントのあり方に対して、ある方がそういう批判をしています。考えてみますと、この検討会議でも、例えば骨子案について、基金についてだけコメントを付けて出したわけですが。反対意見と賛成意見、どちらも載せて書いたら市民の方も、まずそれをヒントに、どちらが自分の意見に近いか、あるいは第三の意見があるのではないかというかたちで、判断していくための1つの手助けになってくるだろうと思うわけです。逆に言うと、あの時は基金についてだけそれをやったので、基金については意見がたくさん出ましたけれども、他の方については残念ながらあまり出なかったということが起こってしまったわけです。ある面で情報を出していく時に、行政側が誘導的に2つの意見を並べるのは、場合によっては情報操作になりますので、例えばこういう検討会議というものが行政と市民の間のインターフェイスとして機能して、多少の解釈等を付けて出していく、あるいは情報を単に提示するだけではなくて、例えばジャーナリズムのようにいろいろな大きな問題について、それなりに取材をしたり解説をしたりして、争点を明確にした上でニュースとして出していく、こういった作業というものが、本当は必要ではないだろうかということがよく言われているわけです。ところが、日本のジャーナリズムというものは、中央集権的になっておりまして、あるいは非常に広域型になっていますので、国や、あるいはせいぜい都道府県レベルでは、それなりの争点を編集して出すことはありますが、どうしても市町村レベルになってきますと、地方版という限界のために、争点等があまり明確にされないかたちで報道しているケースが多いということがあります。そういう意味では、そのような情報を扱うNPOというものがきちんと整理しながら発信していき、ファシリテーターとして機能していくということが起こっていかないとまずいのではないかなということが、川崎市などでは議論されました。ただ、その情報N

POを市がつくれと言うのもおかしな話なので、結局市の方針の中には書きようがないということで消えてしまったということが実はありました。その時は終わってしまったのですが、そういった問題は今日も出るのではないかという気がしているのです。いずれにしても、この基本方針はまだ出たばかりということもありますので、少し様子を見つつ、他方で今後ももう少しこれを検討しながら考えていく必要があると思います。

今回、これを規則の中にこれがあるから良いではないかというように済ませるのか、もう少し2の問題とも絡めて、まちづくりセンターがやるかどうかは別ですけれども、2番目で市民からの提言、アイデアを基に具体的に提案にしていくということが出てくると思いますが、それをしていくためにも1がなければいけなくて、1と2というのは非常に絡んでおりますので、そのセットの中で、2の機能を強化するためにも1の方に多少、具体的な提案が盛り込めれば良いのではないかなという気がしています。そういうことで、2の方とも絡めて是非、議論をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

山中副委員長

私はずっと窓口機能について推していた1人として、いろいろな情報を得た中で、1つ心配事があります。うちのNPO団体もそうですが、固執した考え方を持っている市民活動家は多いと思うのです。それが専門性の良さなのかもしれません。情報開示をして、こうやって1,2をやっていくと、窓口のカウンターに座っている人材のことが、私はこの頃すごく心配になってきているのです。提案として、これこそ市の職員も公募でやるというのはどうでしょうか。かなり特殊な方でないと、ソフトの面でこういう対応というものはできないような気がします。その人がたまたま良いからといって配置したら、私はこのソフトの面の機能は、全然進まないのではないかと思います。窓口というとアドボケート窓口などのようにしていかないと本当に広がってしまいますし、この課に行ったら良いですよといったような、それを上手く箱に入れて指示する、ソフトな面の人材も重ねて考えていかないといけないのかなと思っているのですが、どうでしょうか。

杉山企画部副参事

正に、組織をつくっても、人がどのように対応をするか、動くかということが問題で、つくったものが生きるかどうかということになってくるわけです。ちょうど来年度の当初予算要求の中で考えていると

ころですが、直接、職員の中から公募するということは人事課の人事政策の話になっていくわけですが、ただ、当面新年度への対応については、例えばまちづくり公社へ委託するというのを考える時に、それではどういう人を配置するかということが問題になります。人材派遣からノウハウを持った方、あるいはそういう活動経験のある方が得られるかどうか、あるいは先ほど出た公募のようなかたちで、市内あるいは周辺のNPOのようなところから募集した時に、人材を得ることができるのか、そういうようなことを考えてはおります。ですから、結果として素晴らしいノウハウを持った人を配置できれば一番良いというふうには考えているわけですし、今そのような検討をしているところなんです。

長澤委員

人材ももちろんそうなんですが、その部署などに、ある程度権限というものがないと、結局そこでどんなに良くまとめても、どこにも生かされないというようになってしまっただけではいけないのではないかなとは思っています。その権限というところはどのようなのでしょうか。

杉山企画部副参事

おっしゃる通りでして、今、庁内の組織としては、市民協働を所管する課として行政経営課があります。まちづくりセンターとの調整及び連携を図るという動きを行政経営課が取りまして、庁内的には主管課とまちづくりセンターとのやり取りというのが出てくるわけですが、そのバックアップを行政経営課がしていくということをイメージしております。ですから、これは実際にやってみないと分からないですが、新年度以降の運用のあり方として、そういうことをイメージしています。その辺についてできるだけ具体的なアドバイスなりご意見をいただければと思います。

渡瀬市民協働グループ長

少し付け足しますが、具体的な話でいきますと、まちづくりセンターは委託を受けているわけです。ですから、受託先が権限を持って、十分動かせるかということ、やはり難しい部分はあると思います。考えたのは、提案等を受ける方、つまりこちらサイドの状態を十分浸透させていくということが、すごく大事だと思います。受ける側としては、今回こういう協働のための窓口ができた、それがいきなりそこにきたものについてはこういう段取りでこのようにしなくてはならないと1

00%やるのはなかなか難しいと思います。ですから今考えているのは、まず第1ステップとして、例えば協働事業の窓口をして、受け付けをさせて、この分については必ずこういう流れでやっていけば良いというようなスタイルを取っていくということです。ですから協働の窓口だけではなく、今回提案しているのは、しっかり受ける側の体制を整えておけば、それが必然的にそこに権限を持たせたというかたちになるのではないかとこのように考えております。

伊藤委員長

具体的にまちづくりセンターという名前も出てきていますので、もう少し具体的な仕組みに入りつつ、議論を深めていきたいと思います。

青山委員

皆さんが持っているイメージに温度差があると思いますが、今の会話で少し危惧するのは、せっかく市民協働窓口をつくり、そこに市民からの提案なり政策提言があっても、一端窓口に入った瞬間、行政内部の出来事になってしまって、そこから先はまた行政のお仕事だというようにクローズドになってしまうと勿体無いなという気がします。12番にある協働推進委員会という委員会の役割が、どちらかと言うと、基金のお目付け役というイメージになってしまうのか、それともその市民協働の窓口で挙がってきた事例と一緒にファシリテートしたり、インキュベートしたりするような、そういう役割も果たすようになるのかというようにイメージされておられるのか、その辺はどうでしょうか。今のお話で、人を配置した時点で、そこから先は内部の出来事だとお考えになっているのか、それともそこから先もなるべく協働推進委員会がそのことをフォローするかどうかは別として、一緒に温めていくようなかたちをお考えになっているのか、どうなのでしょう。

渡瀬市民協働グループ長

県のアイデア活用協働推進事業もそうですが、結局提案で終わりということではなく、提案者自らが協働参画していけるということが一つの目的になりますので、提案で終わりということであれば、これまでの市民の声と全く同じで、何も変わらないわけです。ですから例えば提案をする段階でも、もう少しこの部分については、ここが足りないのではないですかというアドバイスをし、実際にそれを企画できるのではないだろうかという話の中では、例えば県の場合ですと10名以

上とか、ある程度一定規模の団体と協働で事業を企画、展開して、それを予算化するについては主管課がやっていくという流れになると思います。ですから受けた段階で「あとはこちらに任せてください」ということとは違います。

青山委員

言っていることは理解しました。ただ、その上でも危惧するのは、例えばあるNPOがそこに行って政策提言をした時に、そこで行政と話しをして、あとは行政とNPOと二者だけでどんどん話が進んでいくことです。一応かたちなりの情報公開ということにはなるだろうと思いますが、そのプロセスにも第三者的な他のNPOを絡めたり、他の一般市民がそこに入れるような余地を残したりしておかないと、それを企画したNPOあり、それを管轄する部署あり、その二つで話が進んでいったとしたら、それが本当に市民協働かなというのは少し心配するのです。

ですから今回、条例に謳い、門戸も広がるのだけれど、更にもう一工夫、何か知恵を絞って、より市民を参画させたりオープンにしたりするような仕組みをつくっていかないと、少し心配かなというのは感じたので、僕としては推進委員会の人たちを、ただのお金のお目付け役にするのではなくて、だったらこのNPOも一緒に参加させたらどうか、とか、この団体も一緒に協働させたら良いのではないかと、この企業と一緒にやりましょうよなど、提案型のアドバイスをしてくれるようなものになった方が良いかなと思います。

長澤委員

思い出しました。確かそういうことを言いましたよね。それで推進委員会をつくらうということになったような気がします。やはりその窓口がきちんと機能しているのか、その協働事業は良かったのか、悪かったのか、評価検証までして意見が述べられるというような機関がないと、今までと同じような行政主導の協働事業になってしまいがちかなという、青山委員の危惧がよく分かります。

伊藤委員長

少し議論を整理していきたいと思いますが、まず第一点として、今回のこのテーマはあくまで協働ということが大きなテーマになっております。そういう意味で、その前提としての情報公開や、幅広い市民参加というものは非常に重要な問題として項目できちんと掲げなくて

はいけないということは主張しているわけです。むしろ協働を進めていくために行政がこういう事業で協働をやりましょうというのではなくて、市民サイドの方から具体的な提言レベルから入っていく、そして実現まで持っていけるような仕組みとして考えています。こういったレベルからいきますので、例えば県のように、協働の主体者自体が個人というよりは、一定の実績なり活動ができる可能性を持った団体に限られてくるというわけです。これで良いかどうかというのが第一の問題です。

それから2番目に、そういった団体が協働を進めていくにあたって、やはり実質的にもっと幅広い市民の知恵、チェック、あるいはモニターというものが必要になってくるのではないだろうか、そういう意味では青山委員が言われているモニター制度というものも、別の委員会がやっていくというよりは、その協働のプロセスの中で、もう少し密接に結び付いた方が良いのではないかなという気もするわけです。そういうかたちの仕組みとして、例えば推進会議のようなものがタッチする方が良いのか、あるいは例えばまちづくりセンターのスタッフがスタッフだけではなく、例えば市民活動団体等とのネットワークの中で、一度この協働窓口を通ったものについては、最後の仕上がりまで途中段階をきちんとモニターして、市民に公開していくような役割を果たすべきか、幾つかの方法はあると思います。

この2点ぐらいに多分後半の議論はなるのではないかなという気はしています。私の個人的な意見といたしますが、川崎市で議論した経緯を話しますと、川崎市の場合、協働というよりも、市民活動支援センターの方ですが、やはりその所長を公募で決めようということ考えていきます。ただ、基本的には委託関係といたしますが、行政からお金をもらってやっていますから、その人が非常に優秀であっても権限は保障されないわけです。もちろん公募で募集した人ですから、担当セクションの方は最低限、その人の意見は汲み取るようにしますが、例えばそれ以外のセクションの方に彼が出掛けて行って言っても、「お前なんか知らないよ」ということになってしまう可能性も高いです。そういうことを保障するために2つぐらいのサブシステムをつくらうということです。

1つは川崎市の場合は、できるかどうか分かりませんが市民委員会の方で提案したのは、そのスタッフの中に、市の職員の出向ではなくて研修というかたちで、半年若しくは1年間、若手の職員を2、3人ぐらい入れていくことです。彼らは研修ですから市の職員ですけども、

そこに来ている間は、市民活動を学ぶために市民として参加していく、しかし一応市の職員ですからルートは持っているわけです。両方の顔を持てる人間というものを、とにかく2人ぐらい入れようじゃないかということです。それだけでは弱いので2番目は、大阪などの方式を少し考えているのですが、例えばまちづくりセンターに、その地域のアドボカシー的な活動をしているNPOが事務所、あるいはデスクを持つことです。そうすると、その人たちが常に監視をしていると言いますか、むしろ相談に乗っていくわけです。つまり協働の広がりを行行政から来ている人間は行政の方に広げていく、それから市民活動団体の方から来ている人間は市民活動団体の方に広げていくということで、どちらにも広げていくようなかたちで機能できないかなということを考えたりしています。

このやり方がベストかどうかは分かりませんが、いずれにせよ課題としては、その協働作業が単なる提案を持っていった人間と受け入れたセクションだけで進んでいくのではなくて、他のセクションの人間がやはり係わっていけるようなチャンスをつくっていくということです。それからまた、その窓口の近くに席を構えている他の市民活動団体が介入したり、モニターをしたりしていくというようなかたちで動いていくことで、そういう活動が、協議会のようなものをつくらなくても、上手く広がっていけるような仕組みというものを考えてみたいということをして、川崎市では議論したことがあります。

山中副委員長

私も先ほどから窓口機能の中のとにかくソフト面、人的配置のことを考えています。浜松市にもNPOで言うと12番目の中間支援をしている団体もありますから、それも1団体だけではなくて、大阪のように、1フロアーに必ず2団体、3団体を配置するのです。ですからアドボカシー機能をするような市民活動家の代表の人が、2団体ぐらいデスクを置きます。その分だけ予算を取って、行政のこともできるし、しかし市民活動家に強い12番目の中間支援組織をやるようなNPOの人たちがまちづくりセンターの中にいるということは可能なのでしょうか。行政の人でいくら市民サイド側を勉強していた方でも、少し温度差があると思います。しっかり行政との橋渡しの機能をするために、自分のNPOの仕事だけではなくて、例えば1年契約ぐらいで、NPOのことをくっ付けたり、育てたりするという施策も、私はとても自由で良いのではないかと思います。そういう人たちがいらっしやれば、小さな団体もすごく来やすくなるのではないかと思います。

伊藤委員長

今回は細則をという話になってきていますので、今行政の方から出ている案を軸に考えていきますと、まちづくりセンターに対して新しい委託をしていく、あるいはその機能を少し変えていくというかたちで事務局案ができています。それについて現在は、協働を促進するというような目的を付け加えて、そしてそのための事業委託として2つ、市民活動団体の情報管理という仕事と、相談の受付業務というものが入ってきているわけですが、少しこれだけでは弱いかなという感じがしないでもないわけです。ただ、いずれにせよ、そう簡単に1、2回の議論で仕組みをつくるということもできないかもしれませんので、とりあえず第一歩として何と何をやってみて、そしてそれを検証しながら、更に2年目には違った動きを取っていくというかたちで、言わばステップを持って進めていくしか実際にはないのではないかと思います。最初の取っ掛かりとして、1つは市民活動団体に関する情報管理ということで調査や情報発信業務をそこに委託するかたちで、まちづくりセンターが今は単にアーバンディベロップメントになっているのですが、コミュニティディベロップメントに性格を変えていくようなものに役立つのであれば私はプラスではないかという気はしています。

もう1つは、相談受付業務です。例えば仮にまちづくりセンターでいきますと、所長の大和田さんを始めとして、2～3名のスタッフで相談受付業務が本当に可能なかどうか、それを支えるためのサブシステムがないとパンクしてしまうのではないか、というような気がしないでもありません。この辺について、もう少し具体的なご意見がいただければと思います。

石田委員

提案の窓口のお話しですが、事業の提案を窓口にしますよね、そうするとその事業が、これはやっていくべきことか、これは必要ないとか、そういう判断をどこでするのかということが1つです。それから先ほどから委員会の話が出てきているのですが、「それではそれを委員会で」という話にすると、本当に委員会至上主義のような、委員会が1番権限を持っているようなかたちになって、それはまずいのではないかという気がします。まず窓口で受けたものを、どういう流れで処理をし、判断していくのかというところを決めていかないといけないのではないかと思います。具体的にこういうふうにしたらというのは、今は分からないのですが、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと

思います。

北野委員

疑問に思っていることは、今までは、こういう窓口がないために、直接その課に行って一緒に協働をされていたグループもあるかと思うのです。これからはこの窓口を全て通すということになるわけですか。

伊藤委員長

それはどうなのでしょう。僕は、むしろ今回のこの窓口というものは、従来のルートがなかった人たちのために開かれていくものであって、これに全部一元化していくというのは逆に言うと、まず窓口自体もパンクしてしまいますし、危険ではないかと思います。新たにこのような窓口をつくることによって、従来そういうルートがなかった団体、あるいは提言といったものがそこに集約されていき、そこが良ければどんどん大きくなっていくって、結果的に従来のあり方が変わっていくということが起こるかもしれません。そういうものではないかなという気はしていますが、どうでしょうか。

杉山企画部副参事

従来このような仕組みが無かったということですが、原則としてこれは広聴制度があるわけですし、その中で出てくる提言が吸い上げられていくということはあったわけです。市民との協働事業というような、具体的な施行の段階に至るといようなかたちは少なかったと思いますが、その発想や考え方などを、施策に反映させていくということは、これは従来からあったと私たちは考えているわけです。さて、今おっしゃったお話で、全部この窓口を通らなければ実現できないかということについては、そうは考えておりません。これは従来通り主管の課が分かれば、直接そこの掛け合いの中で提言していただければ良いし、どこへ行ったらいいのか分からないという方のために、こういう窓口を新たにつくっていくということですし、その窓口を通る、通らないというのは別に限定するものではないと考えております。

伊藤委員長

青山委員、まだ温度差は感じていますか。

青山委員

まず推進委員会がするか、しないかは別として、委員会がその決裁

権を持つような発想というのは、全然僕も良くないと思っています。そこがイエスと言えれば良いし、そうでなければだめなどという話では全くないのであって、第三者機関的にそのことを側方支援するようなイメージで委員会が機能する方が良いのではないかと思います。委員長がおっしゃったように、それは別立ての委員会が機能するのではなくて、その窓口自体にそういう機能を持たせるとというのが、やはりあるべき姿なのかなというようには思います。従来型の協働と、今後の協働とではどう違うのかというイメージは難しいのですが、今までだと、こういう問題があるけれど何とかしてくださいという問い掛けだったと思うのですが、今後は、こういう窓口がきちんとあると、こういう問題を一緒に解決したいのだけれども、どこと一緒にやったら良いですかねといったような提案として、市民側が行政に働き掛けるといって変わっていくような仕組みづくりができれば良いのではないかと思います。自分に困ったことは何でもすぐに駆け込み寺のように行政に何とかしろと言うのではなくて、こういう問題があるけれど一緒にこうしたいので、どこと相談してどういってやったら良いですかねというような提案型の窓口であったり、誰と相談したらこういう話が解決するでしょうねといったことを熟知した窓口であったりして欲しいです。そうでないと、どこに行ったら良いのかこちらも困ってしまいますから、両方のインターフェイスになるような機能づくりをすれば良いのかなと思います。やはり委員長が言われたように、初年度から上手くいくわけがないので、上手くいかない部分をどうやって熟成して、ステップアップしていくのかということに、この窓口機能のキーワードがあるような感じがしています。

伊藤委員長

従来の広聴と全く違うのは、協働というものは必ずしも行政と市民活動団体だけではないだろうということです。例えばある提案が持ち込まれた時に、同じ市民活動団体の中で、この団体と協働した方がずっと良いよと、行政の中でやるのは止めたほうが良いよというようなアドバイスもあり得るわけです。あるいは企業にこういう基金があって、こういうものを使った方が良いのではないかとアドバイスもあります。

こちらの係わった団体で企業保障協議会という団体があるわけです。企業にお金を出してほしいということで芸術団体が相談に来る、その時に必ずしも企業を紹介しないケースもあります。例えばそれだったらむしろ国の基金を使った方が良いよとか、あるいは別にお金でなく

ても、同じようなノウハウを持っている団体と相談した方がもっと上手くできるのではないかというかたちの窓口になってあげることが、結構重要だと思うのです。そういう意味で、行政の機関としてではなくて、まちづくりセンターのような距離が離れていて、しかもあそこは今たまたま所長が民間から募集された方だということもありますので、そのようなノウハウを持った人がいろいろ相談に乗ってあげて、相談するべきところについても相談相手が筋が違う場合にはアドバイスをしてあげることができるのが望ましいと思います。そのためにはその人のところに行政の分かるスタッフがいないといけないし、大和田さんの例を挙げてしまえば、彼は東京で活動していましたから、浜松の市民活動団体について十分知っているかという、そういう面では弱いだろうなと思います。そういう意味では山中さんがおっしゃったような、つまり第12項目の活動種類として活動しているようなNPOがデスクを置いて手伝ってあげればプラスになるかもしれません。このような仕組みをまちづくりセンターに一挙にはつくれないですが、2年3年で作っていけるように、今年度、どのような業務を委託したり、あるいは役割を明確にしたら良いかということではないかと思います。どうでしょうか。鈴木さん、鷲巣さん何かありますでしょうか。

山中副委員長

とにかく、まちづくりセンターという固有名詞が出てきたので、私は頭の中でシュミレーションをすごくしています。あの何も使われていないところにどれだけの人が来るだろうとか、大和田さんがどのような動きをするだろうとか、あとの職員の方がどういう動きをするだろうとか、そういうことを考えてみたのです。

オンブズマンではないですけども推進委員会もできますよね。杉並の基金の申込みは、まだ何件かぐらいですよ。それも1回1回やるわけではなくて、何件かがたまったらその委員会ができて会議を開くという感じを想定しています。多分この窓口機能で、カウンターに例えば毎日50人来るといった場合に、これは簡単な問題ではないかという時は、そこである意味処理できますし、こちらの課へ行ってくださいとか、これはどこの課とどこの課へ持っていった方が良いかというようなことは、一応は今日の出来事で書いておき、それをためておいて例えば、NPOの12項目の中間支援組織の人や、窓口機能にいらっしゃる市の職員の方と、それから推進委員の皆さんで例えば1か月に1回検討して、皆さんに返すようなかたちにしたら、すごく

透明性もあるし、公平ではないかと思うのですが。これは良いのではないか、見込みがありそうだということは、皆さんで少し話してみるとか、そういうイメージをつくってみたのですが、どうでしょうか。

伊藤委員長

鷺巣さんにお聞きしたいのですが、ハイスの場合、かなりいろいろな団体が入り込んで、行政がつくった団体ではありますが、国際交流に関して、あるいはブラジル人の問題や、外国人の教育問題などに関しても、結構センターとして機能しているのではないかと思います。鷺巣さんも委員として、アドバイザーとしてそこに参加されているわけですね。そこに係わっている人たちも、そこに雇われてハイスにいる人、あるいはハイスの委員として来ている人、あるいはハイスとネットワークを組んでいる人がしょっちゅう来ては、そこに相談しに来た人を、うちの方が良いよというかたちで引っ張っていくというようなかたちを取ったりしていますよね。ああいうようなかたちになれば、僕は非常に良いのではないかなとイメージしているのですが、そういう意味で、ハイスに今、どのような人たちが出入りしているか、ご存知の範囲で説明していただけますでしょうか。

鷺巣委員

ボランティアの人たちは、だいたいハイスでは通訳を中心に回っていると思います。それに派生して、外国の情報部会というのがあるそうですが、それは日常生活の日本のことを教えるなど、全部ボランティアなのです。ハイスの職員は、常勤の人が2～3人で、あとは嘱託のようなかたちで動いていると思います。私が思うのは、ハイスよりもむしろ青年女性センター（あいホール）です。あれは動いているのがまさしくボランティアなのです。事務的な処理はほんの10名ぐらいの職員が動いているのですが、他は全てボランティアです。委員という名前は付いているのですが、あの方たちは今まではいろいろな趣味などの団体の集まりだったそうです。そしてその人たちの代表がそこに加わって委員をしているのです。いろいろなサークルの団体の人たちが来て、1つの組織になっております。今度も、あいホールフォーラムというものが行われるのですが、実行委員長を選ぶことから、全てのイベントの計画から、全部ボランティアでやっております。あれは素晴らしいと思います。

伊藤委員長

ある面で、私も文化施設などを調査していて感じるのは、生き生きとして働いている人間が必ずしも職員ではなくてボランティアであったり、あるいはその近所で活動している文化団体の人であったりして、しょっちゅう出入りしていて、職員よりも会場のことについては詳しく、相談に乗ってくれるという人がいるところというのは、やはり強いのです。職員が、冷たい顔をして暗い顔をしながら受け付けをしているというところは最悪なところなのですが、そういう意味では、まちづくりセンターは今のところはまだインターフェイスになるような人が全然いません。あれだったらやはり人は行かないなという気は個人的にはしてしまっていて、そういう意味でも、もし仮にまちづくりセンターをこの窓口として機能させるのならば、やはり市民活動団体の人が相談に行くだけではなくて、時々窓口は自分が代わってあげるよとかたちになっていくと、先ほど心配していたような問題はほとんどなくなっていくと思います。また当然そこに情報が集中してくれば、出入りしている人間は情報を共有できるようになってくるのではないかなという気もしてしまっていて、何かそういう非常にやわらかい運営ができるようなものにしないと、単に機能の移転だけだと弱いなという感じはしているのです。

鈴木委員

発言ができなかった理由は、山中さんはシュミレーションなさったと言いますが、今のまちづくりセンターに追加委託をして機能を付加するということは全然シュミレーションできないし、あそこで何がどうなるのだろうと、今のところ想像もできないのです。果たしてこういうものができたらあそこに本当に行く人はいるのかなという気が沸々と沸いてきています。1番目の情報管理業務に近いものは、ザザシティのパレットではホームページも立ち上げたりして、550もないと思いますが、かなりの団体を紹介しています。それから今おっしゃられたように、あいホールとかいろいろなところで、それぞれ積極的な団体は十分に活動の場や窓口を持って、かなり積極的にある活動のパターンが構築されています。そうすると本来この推進条例の願望的な要素として、そういうものを持たない、これから育っていくところに門戸を開くということになると、これはまちづくりセンターにそういう場所を求めてもらえるようにするには、どんなシュミレーションをしたら良いのか、今のところ何とも言えなくて、全然分からない状態です。なのでそれだけを言わせていただきます。

青山委員

僕は逆に、まちづくりセンターがこの窓口になるということに関してはずごく期待を持っています。というのは、市民活動の推進ということではなく、今回は市民協働の推進ということなので、やはり委員長が言われたように、インターフェイスという点で、先ほどのお話しのように行政とだけのマッチングではないよというのももちろんそうなのですが、行政とのマッチングという点でのインターフェイス機能は、むしろ今はだめかもしれないけれど、やり方によっては県よりやりやすいのではないかと思います。ただ、それをどう構築していくかということにある程度軟らかな発想が必要で、それではこう変えてみよう、こうしてみよう、こういう人を巻き込んでみようというような、ある程度、あまり行政チックに縛らないような展開が戦略的になされれば、かなりいいような感じが僕はしているのです。パレットよりはかなり有望かなと思います。ただ、市民団体、ボランティア団体のお披露目の場所というか情報提供場所だけよりはよっぽど期待が持てるし、浜松市のやり方によっては上手くいくのではないかと、逆に上手くいかせるために、皆で知恵を使っていかなくてはいけないのではないかと僕は思います。

山中副委員長

私はまちづくりセンターに期待はしていません。がんばらないといけないねと思うのですが、今の現状を皆さんがご存知かどうか分かりませんので少し言わせていただきます。静岡市のパレットはものすごいです。毎日ものすごくたくさんの方がいらっやっています。しかし、できて何年目かにアンケートをしてみたら、本当に協働や市民活動をやっている人の利用がすごく少ないのです。趣味の会が多いのです。言っては悪いですがけれども、あそこはコピーもただですから、本当に私たちのようにバリバリでやりたい人が順番待ちで取れないのです。少しそれが行き過ぎになりつつあると思います。私がパレットがあまり好きではないというのはそれだからです。あそこはやはり広域ですし、私はNPOというのは基本的にその地で活動するということが絶対に良いと思っているので、その分私はまちづくりセンターにすごく期待するのです。浜松市のために何かやれるといたら西部パレットへ行くよりも、浜松市でコラボレートしたいなと言って来る人の窓口になってほしいと思います。今回青山委員がおっしゃったようにこれは協働のことですので、趣味の会の人はいろいろな窓口がありますからどこに行っても良いと思います。ただ本当に真剣に協働した

い、それではどこに相談しに行ったら良いかという時の、少しずつの第一歩という意味での期待を持って、まちづくりセンターという名前が挙がっただけでも現実的かなと思っております。

北野委員

私も一応期待したいと思っております。というのはやはり、多くの地域で活動している人は、やはり公民館でかなり活動をしています。公民館でもやはり趣味の会が非常に多くて、もう少し自分たちのレベルアップではないですけども、何かしたいなと思っている人もいると思うのです。そういう人たちが本当にこれから協働をしようという時に、あそこへ行けば協働や政策の提言も受け入れてくれるというような期待が持てるかなと思ひまして、期待したいなと思っております。

伊藤委員長

例えば、もし自分が所長になって2年間あそこを預かったらどのように変えるかというような視点で考えてもらおうと良いと思うのですが、私がもし、仮に2年間やれと言われたら、自分1人ではできないから、どういう仲間を自分のネットワークの中で把握できるだろうかと考えます。もちろんそんなにお金が見つからないだろうから、雇うということは無理だと思しますので、やはり応援してくれる人間が来やすくなるような仕組みを考えます。例えばここはパレットと違って有料です。でも例えばセンター長になれば、一定程度、役立つ仕事に使う人間に対しては無料で使うかわりに応援して下さいとか、そのような取引のようなものが権限としてなければやっていけないだろうと思います。そのぐらいのことを自由にやらせてくれないのだったらできませんよと、僕だったら言うと思います。そういったことを通して、やはり責任者になった人間が一定程度、自分のやりたいことができるようにしたいです。そしてもちろん1年間経ってみて、そのようなことをやっても私的に使っていればクビにすれば良いわけです。監査はきちんとしなくてはいけないと思いますが、責任者に対しては一定程度の権限を与えながら、目的遂行のために、少ない予算で多くの人たちが気楽に来られるような場にしていっていいと思います。今回の場合は、やはり協働ということが1番大きなテーマですので、市民、あるいは市民活動団体から出てきた提案というものを、きちんと行政に上げたり、あるいは企業や、他の市民活動団体を巻き込んで、1つの事業として立ち上げて行けるような、マネージャー的な人になると思うのです。従って、そのような人ががんばれるような環境と、そのような人

材をきちんと確保できること、それからその人が必要とするネットワークを確保してあげること、こういったことが結構重要ではないかなという気がしているのですが。

青山委員

僕がもし2年間任されましたら、まちづくりセンターだけで通用するエコマネーを導入したいと思います。その場合には、先ほど言ったコラボレートしてくれるNPOに声掛けをしまして、山中さん、半日だけ来てくれませんか、それはマイレージでポイントにして、エコマネーで積み上げますので、山中さんのところの会が使う時には、それをマイレージでディスカウントします、というようなシステムを導入したいと思います。その時に、それはやはり行政の財産なので、勝手なことは市の規約に触れて困るとか、そういう話にはならず、良いですよ、そういうことだったらそっちで決めて下さいといったようなカルチャーに是非していただいて、無理かもしれませんが、「まちづくりセンター、エコマネー導入」というかたちで人寄せではないですが、何か斬新なことでやっていけるようなお願いをしたいと思います。

石田委員

エコマネーについては、まちづくりセンター条例をつくる時に意見が出ていたのです。しかしそれは今、青山さんがおっしゃったようにいろいろなことで、それを条例に載せることができるかどうかはまた検討していきましょうということになりました。ただ、設置をどのようなやり方とするか、その時も市民の意見は聞いたのです。ボランティアが入るといようなことはもう、まちづくりセンターをつくる時にも出ていたのです。段階的に行政がずっと運営していくということではなくて、できればボランティアも入れて、例えば市民活動団体が使いたいということになったら、職員は6時で帰るけれども、その後はボランティアにきちんとその管理ができるようなシステムをつくって、鍵を預けて、9時でも10時でも使えるようにしましょうとか、そういうような提案は幾つも出ていました。あれも時間が非常に短くて、条例をすぐにつくらなくてはいけないということでした。市民からも意見がたくさん出ましたが、できたのはそういう運用のための条例でした。ただ都市計画課の方がそういう姿勢でいるということは確かですので、多分、ここでそういう提案をし、ボランティアを入れて、というような話をすれば、自分たちもそう考えているのだよというこ

とで、話し合いの余地はあるというか、具体性はあると思います。

鷲巣委員

エコマネーなど、そういうややこしいことではなくて、まちづくりの運営に関して、ボランティアの人たちを取り込んだら良いと思うのです。先程先生が、ボランティアの方たちが出入りしているところは活気があるとおっしゃったのですが、きっとそうだと思うのです。ハイスにもいろいろな人たちが出たり入ったりしております。私も今、浜松口チェスター委員会というのをやっております。それはハイスの下部組織でもないのですが、本当に下部組織か同等組織のようなかたちで、私たちも口チェスター委員会を立ち上げております。皆ハイスを中心に活動していて、それは全部ボランティアです。ですからここもお金が介さないボランティアの人たちが運営委員会を組織するというようにしてやっていけばいいと思います。推進委員も必要だとは思いますが、そればかりではなく、もっと広い意味での公募というか、皆が参加する運営委員会のようなものを組織してやっていけばいいと思います。まず運営の段階からの協働がありきなのではないのでしょうか。

伊藤委員長

時間も来ましたので、少しまとめていきたいと思えます。基本的には1の市民参加手続きにつきましては、今日は時間があまりなくて、きちんとした議論ができていませんが、しかしパブリックコメントにしましても、附属機関のあり方等にしましても、もう少し後半では市民の参加というものが保障できる仕組み、あるいは2番目の協働の窓口も絡めて、一種のファシリテーター的な役割というものをもっと担って、実際に論点なり議論の場というものをきちんとつくっていけるような機能が必要になってくるだろうということが第1点だと思えます。

第2点としましては、そのような場としてまちづくりセンターを想定した場合に、まちづくりセンターの今の状況ではやはり準役所であって、今の状況のままでいけば、とてもイメージに程遠いという状況があります。従って具体的な機能、あるいは委託という問題以前に、そこがもう少し市民活動をしている人たちの言わばメッカといえますか、溜まり場になるようなかたちの方法として、例えばボランティア制度のような制度といったものが必要になってくるかもしれません。あるいは様々なまちづくり関係の団体も含めて、完全な事務所にはな

らなくても、そこに小さな窓口を置いたり机を置いたりして、そこを皆が活用するかたちで市民とのつながりができるようにしていくことが必要になってくるかもしれません。そのためにエコマネーという方法も、私はやはり非常におもしろい方法だと思いますので、これも真剣に考えた方が良くと思います。石田さんがおっしゃるように、つくる段階でもそのような議論が出ているわけですから、そんなに難しい話ではないのではないかと思います。このような中で、そういうものを刺激するために行政として、多少お金を回すために業務委託というものが必要になってくるのであれば、あまり無関係のものではまずいので、市民活動団体に対して情報を発信していくような、今現在提案されているようなものが入っていくのは全然構わないのではないかと思います。ただ、相談窓口というものは実際には単に委託したからできるものではないので、やはり人材、ネットワークがきちんと育って、まちづくりセンターの中で新しい工夫ができるような権限を是非付与していくことが必要になってくると思います。

まず第1の協働提案は、まちづくりセンターを活性化していくということ、初年度の最大のテーマとして募集していくということです。あそこが本当に市民に開かれた場所になるためのアイデアを募集して、それを実現することが、行政経営課の市民協働の第1の仕事だということ、かたちで今日の意見を集約できるのではないかなという気はしています。

要綱を定め、実際に1年間の運用を見ながら更に課題を発掘していく、特に市民手続きの問題に関しても、実際にこのガイドラインが実施されて、1年ぐらい経った段階で見直しをきちんと図り、そしてその効果を測定しながら、よりそれを高めていくためのやり方についても考えなくてはいけないと思います。こういったものが全て連動していくということを前提に、今日議論したようなものを事務局で整理していただいて、次回はテーマが基金の方に移りますが、冒頭に今日の話を含めて提案を修正、あるいはこういった方向にするために新たに考えたものを是非出させていただくかたちで、次の基金の問題に入っていければと思っております。その辺についてご意見の追加がございましたら述べていただきたいと思います。

長澤委員

ここにいただく資料というのは、いつもこのような内容に関するものでしょうか。何を言いたいかということ、要綱や規則というものがどのようになっているのか、どのような効力を持っているのかというこ

とも全然分からないので、そういうものを見せていただけたら良いなと思いました。例えば、この要綱はこのようになっていて、それはこういうことを決めたものです、とか、それはこういうような効力があります、など具体的なものを教えていただくとイメージできるのではないかと思います。それと、窓口機能の方のお話はとても盛り上がって良かったと思います。しかし、どうしてもその前の段階の参加ということが、ここでは具体的ににならないのも、やはり要綱、規則というものがどのように出てくるかということが分からないので、なかなか話ができないのかなと思いました。とてもある意味不満だなと思いました。

伊藤委員長

要綱・規則ではないですが、基本方針はこれに近いものだと思えます。これは既にあるので、今回新たなものが提案されていないわけですが、例えばこれでは弱いというかたちでの修正は、十分できるのではないかと思います。もう1つ、窓口に関しては要綱・規則ではなくて、とりあえず業務委託というかたちで事務局の方はつくってきたわけですが、次回の基金になると、規則もしくは要綱というかたちで提示されるはずだと思いますので、それに対して具体的に意見が言えるのではないかと考えております。そういう意味で、今回の窓口機能に関して言うと、確かに要綱、規則というかたちではないので、今日出ているようなものが具体的なものになってくるでしょうけれども、しかし今述べられたような内容がきちんと実現できるようなものに、もう少し近づけてもらいたいというかたちをお願いしたいと思えます。それから1番の手続きに関しては、これについての話し合いの場というものを、今回この場でやるのは若干きついなという感じがしましたので、少し簡単に触れさせていただいたわけですが、もっとこうあるべきだというニュアンス、意見は明確に出ていますので、例えばこの基本方針についても、今回の課題ではないかもしれませんが、やはり1年間ぐらいの運用を見た上で是非見直して、もっと公募の部分や、パブリックコメントの部分などについての検討材料を明確にしてもらえればと思っております。特にパブリックコメントについては検討中というかたちで、あまり具体的な案が書かれておりませんので、このようなかたちでやっていきたいというようなものがもしあれば、今後の検討の中で時間があれば少し戻っても良いのではないかと考えております。他にはどうでしょうか。

それでは今日の検討の結果は次回の冒頭に、どういうふうに修正し

た、あるいは考えたというようなかたちでご報告をお願いしたいと思
います。次回ですが、11月に2回基金についてやってしまいたいと思
います。基金は1回ではとても無理だということで2回になってい
ますが、次回はまず基金のうち、寄附の受け入れと支出の関係につ
いての手続きが大きな話になると思います。受け入れ関係は、要綱、規
則になる部分と、それから寄附をきちんと集めていくための広報とい
ったものも必要になってくるのではないかなと思います。やはり多く
の市民が理解しないと、いくら良い制度をつくっても全然効力を発揮
しないということは、十分この基金の場合には起こり得るのではない
かと思います。その辺も含めて事務局の方から具体的なプランを出し
てもらいまして、それについて意見を述べるというかたちで次回は進
め、更に11月の後半の方に関しては審査の問題、委員会になってき
ますが、そういう視点からもう1度チェックしていくというかたちで
やっていきたいと思います。

日程ですが、事務局案では13日と20日が挙がっていますが、皆
さんのご都合はどうでしょうか。それでは13日と20日ということ
で決めさせていただきたいと思います。それでは、よろしく願
いしたいと思います。

4 閉会

伊藤委員長

それでは、第9回浜松市市民協働推進条例検討会議を終わりたいと思
います。どうもありがとうございました。